早乙女貢文化振興基金条例(案) に対するご意見をお寄せください

~ 市民意見公募(パブリックコメント)のお知らせ ~

早乙女貢文化振興基金条例(案)の制定につきまして、市民の皆様のご意見を反映させる ため、広く意見を募集します。

早乙女貢文化振興基金条例(案)の概要

1. 基本的な考え方

会津ゆかりの直木賞作家早乙女貢(1926-2008)の遺産承継団体「士魂の会」からの 寄附金を文化や歴史に関する知見の普及促進に要する資金に充て、本市の学校教育・社 会教育を推進することを目的として、新たに基金を設置するための条例を制定しようと するものです。

2. 条例(案)の概要

(1)条例(案)の目的

文化や歴史に関する知見の普及促進に関する事業に充てるため、基金を設置することを目的とします。

(2)積立て

基金として積み立てる額は、毎年度の一般会計の歳出予算に計上して積立てを行います。

(3)運用益金

金融機関への預金等により生じる運用益金については、原則として文化や歴史の普及促進に要する経費に充てます。

3. 意見公募期間

令和5年11月6日(月)~令和5年12月4日(月) (必着)

4. 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

5. 意見の提出方法

別紙「早乙女貢文化振興基金条例(案)に対する意見書」に記入の上、次のいずれかの 方法により、文化課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号(法人の場合は、名称、所在地、電話番号)を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

【提出先】 会津若松市教育委員会文化課

(1)	直接提出する場合	〒965-8601 ※住所不要 追手町第二庁舎 文化課
(2)	郵送で提出する場合	上記住所に郵送
(3)	ファックスで提出する場合	0242-39-1272 (文化課直通)
(4)	電子メールで提出する場合	bunka@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(留意事項)

- ※ 意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡する場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ※ 提出していただいた書面はお返しできません。
- ※ 個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。
- ※ お寄せいただいたご意見は公表しますが、この際に氏名などの個人情報が公表される ことはありません。

6. 閲覧場所

計画の内容は、文化課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、さらに市のホームページで見ることができます。

なお、各施設での閲覧時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

問合せ先:会津若松市文化課文化財グループ

(電話 0242-39-1305)

早乙女貢文化振興基金条例(案)

(設置)

第1条 文化や歴史の普及促進に要する資金に充てるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、早乙女貢文化振興基金(以下「基金」という。)を 設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の会津若松市一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、会津若松市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に計上して、文化や歴史の普及促進に要する経費に充てる。ただし、収益の額が文化や歴史の普及促進に要する経費の額を超過した場合は、当該超過額に相当する額を予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。